

県南広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年4月1日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区羽田町字下小谷木56番1地先から字久保14番1地先まで	新	B 40.0~18.3 m	m 1,389.0
奥州市水沢区羽田町字北鶉ノ木27番1地先から字久保14番1地先まで	旧	A 49.3~7.8	1,635.5
奥州市水沢区羽田町字下小谷木56番1地先から字久保14番1地先まで		B 40.0~18.3	1,389.0
奥州市水沢区羽田町字北鶉ノ木29番3地先から字下小谷木61番1地先まで	新	A 30.3~16.2	197.0
	旧	A 30.3~16.2	197.0
		B 25.0~12.1	228.2
奥州市水沢区羽田町字北鶉ノ木28番1地先から27番1地先まで	新	24.9~19.6	68.3
	旧	35.2~19.6	68.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年4月1日から同年5月1日まで